



「細川紙」ユネスコ無形文化遺産認定書伝達式



日本の「和紙…日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受けて、「細川紙」、「石州半紙」、「本美濃紙」の3紙に対する登録の認定書伝達式が、8月3日（月）、東京都の野村コンファレンスプラザ日本橋で執り行われました。

東秩父村からは足立村長をはじめ、「細川紙紙技術者協会」会長・鷹野禎三氏（安戸）や「細川紙」ユネスコ無形文化遺産登録に関わった多くの方々が出席し、認定書の交付を見守りました。また3紙を保有する県の知事も同席され、約300人の方が出席しました。



「和紙…日本の手漉和紙技術」とは楮を原料とし「流しすぎ」という技法によって作成される手すき和紙で、東秩父村と小川町に伝承される「細川紙」、島根県浜田市の「石州半紙」、岐阜県美濃市の「本美濃紙」の3紙を併せたものです。昨年11月26日（現地パリ時間）にユネスコ無形文化遺産に登録（代表一覧表記載）されました。

「細川紙」…未晒しの純楮紙ならではの強靱さと、素朴ながらつややかな光沢をもち、地合がしまり紙面が毛羽立ちにくく、剛直で雅味に富んだ味わいがある。

「石州半紙」…微細で強靱、鮮麗で品格があり、紙色は微かな萌黄、茶色を帯びた半透明。すがすがしく幽玄な趣を持っている。「本美濃紙」…柔らかなみのある温雅な紙色と、縦揺りと美濃独特の横揺りを微妙かつ複雑に加えることにより陽の光に透かして見た時、繊維が縦横に絡み合っている。

当日は3紙の解説・実演も行われました。実演はそれぞれ独特の特徴・技法があり、見る人を惹きつけていました。

【認定書伝達式】

文化庁の青柳正規長官より3紙の代表、関係4市町村の首長に認定書（レプリカ、本物は外務省が保存）が手渡され、祝福の言葉をいただきました。認定書を受け取った鷹野会長は埼玉新聞社の取材に対して、

「今回は改めての出発点、だと思」と、意気込みを新たに「細川紙」のさらなる発展を願いました。



【登録記念シンポジウム】

「和紙に秘められた可能性」について、和紙文化研究会副会長・増田勝彦氏の記念講演とパネルディスカッションが行われ、記念講演では、中国から始まった和紙のルーツを詳しく説明され、今後の和紙の多様性を模索する内容は、多くの参加者が関心したようです。また、和紙を販売する立場の方々によるパネルディスカッションでは、世界に目を向けた方々の意見交換がなされ、和紙について海外からの視点で、その可能性を語っていただきました。最後に足立村長による謝辞が述べられ、「和紙の歴史、文化を大切にしながらも今後は新しいことに挑戦していく、伝統の手漉和紙技術を後世に残していきたい」と結ばれました。